令和5年度

一般住宅向け

飯田市脱炭素先行地域づくり事業補助金

川路地区向け補助メニューのご案内

～脱炭素先行地域とは～

2050年の二酸化炭素排出実質ゼロに向けて、国が定める「地域脱炭素ロードマップ」及び「地球温暖化対策計画」に基づき、これに先駆けて2030年までに民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴う二酸化炭素排出実質ゼロを実現し、全国に向けた「実行の脱炭素ドミノ」を起こすモデルとなる地域です。

飯田市は、川路地区を対象とする事業提案を行い、令和４年11月に脱炭素先行地域として環境省から選定を受けています。

ここにお示しする補助メニューは、いずれも環境省の交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）を活用し、川路地区に対象を限定して実施するものです。

◆令和５年度の対象事業は、飯田市が国から交付金の交付決定を受けた令和５年５月15日（月）以降に着手したものに限ります。

◆令和５年度の申請受付は、令和５年６月１日（木）から令和６年２月29日（木）（必着）までです。
なお、令和６年度以降の補助金の申請受付期間については、改めてお知らせします。

◆申請方法等、詳しい内容は、市役所ホームページでご確認いただくか、下記までお問い合わせください。

＜お問合せ先＞
飯田市市民協働環境部
ゼロカーボンシティ推進課
TEL：0265-22-4511(内線5471～5475)

＜市役所ホームページ　QRコード＞

飯田市脱炭素先行地域　補助金　検索

1. 太陽光発電設備設置補助事業

太陽光発電設備を設置し、発電される電気を一定以上自家消費に用いるものに補助を行い、エリア内の太陽光発電の普及を目指すものです。

①対象となる経費

太陽光発電設備の設置に要する経費

②補助の条件（一部抜粋）

・ＦＩＴ（固定価格買取制度）などの認定を取得しないこと

・本事業により導入する太陽光発電設備で発電した電力量の一定の割合（家庭用30%）を、自家消費すること

③補助率　２／３

（上限：１ｋＷ当たりの対象経費が30万円を超える場合は、
対象設備の出力（ｋＷ）×30万円×２／３）

※飯田市太陽光発電設備・蓄電システム設置補助金との併用が可能

R5拡充

2. 蓄電システム設置補助事業

再エネ発電設備によって発電したクリーンな電気を蓄え、効率よく利用するための蓄電システムの設置に対し補助を行い、再生可能エネルギーの一層の活用を目指すものです。

条件変更

令和5年度事業から、接続先の再エネ発電設備が**FIT認定を受けている場合も、補助の対象**とします。

①対象となる経費

蓄電システムの設置に要する経費

②補助の条件（一部抜粋）

・自家消費型の太陽光発電設備によって発電された電気を蓄電するものであること

・非常時だけではなく、平常時においても充放電を繰り返すことを前提とした設備であること

③補助率　２／３

（上限：１ｋＷｈ当たりの対象経費が30万円を超える場合は、
対象設備の容量（ｋＷｈ）×30万円×２／３）

※飯田市太陽光発電設備・蓄電システム設置補助金との併用が可能

3. ZEH（ゼッチ）建築促進事業

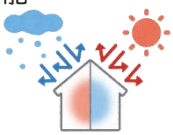

エネルギーの使用を抑え、さらにエネルギーを創出することによって、住宅におけるエネルギー使用を正味ゼロとするＺＥＨ（ネット・ゼロ・エネルギー住宅）や、さらに高性能な住宅である「ＺＥＨ＋」の建築費用の一部を補助し、その普及を目指すものです。

①対象となる経費

「ＺＥＨ」、「ＺＥＨ+」の建築に要する経費

②補助の条件（一部抜粋）

・常時居住する住宅であり、専用住宅であること

・第三者評価機関による「ＢＥＬＳ」認証（住宅性能評価）を受けていること

③補助額　ＺＥＨ：55万円／戸　　ＺＥＨ+：100万円／戸　（定額）

※「飯田版ＺＥＨ」に対する補助金との併用が可能

※他の国の補助制度との併用は不可

4. 薪ストーブ導入促進事業

薪ストーブの導入を促すことで、化石燃料の使用を抑制し、木質バイオマスを活用した循環型の熱利用を促進します。

①対象となる経費

薪ストーブ本体、煙突などの設置に要する経費

②補助の条件（一部抜粋）

・薪を燃料としたストーブであること

・耐用年数（６年）以上暖房機器として家庭等で使用すること

③補助率　２／３（上限：対象経費が120万円を超える場合は、120万円×２／３）

※飯田市もりのエネルギー推進事業補助金との併用が可能

R5新規

5. 既存住宅断熱改修促進事業

二重サッシ化など、住宅の断熱性能を高めるための改修を促進し、効率的なエネルギー利用を目指します。**（令和５年度から新たに開始する事業です。）**

①対象となる経費

ガラス・窓・断熱材など高性能建材を用いた住宅改修に要する経費

②補助の条件（一部抜粋）

・専用住宅の改修であり、主たる居室を中心に改修すること

・別に定める改修率条件を満たすこと

③補助率　２／３（上限：対象経費が180万円を超える場合は、180万円×２／３）

6. 電気自動車等導入促進事業

「動く蓄電池」としての電気自動車等の導入を促進し、再生可能エネルギーの効率的な利用や、災害対応機能の強化を目指します。

①対象となる経費

電気自動車、プラグインハイブリッド自動車の購入に要する経費

②補助の条件（一部抜粋）

・再エネ発電設備と接続して充電を行うものであること

・住宅などへの外部給電が可能であること

・「飯田市災害時協力登録車制度」に登録すること

③補助率　蓄電容量×１/２×４万円/kWh

（CEV補助金（国の補助金）の交付額が上限）

※電気自動車のみ、飯田市太陽光発電設備・蓄電システム設置補助金との併用が可能

7. V2H導入促進事業

車両から建物への給電を可能とするV2H（充放電設備）の導入を促進し、電気自動車等が有する蓄電機能の最大限活用を目指します。

①対象となる経費

V2H（充放電設備）の導入に要する経費

②補助の条件（一部抜粋）

・再エネを蓄電する電気自動車等からの給電を行うものであること

・CEV補助金（国の補助金）の対象となる銘柄であること

③補助率　２／３　（上限：対象経費が150万円を超える場合は、150万円×２／３）

補助金の申請にあたってご注意いただきたい点

・対象の事業は、原則として着手した事業年度内に完了する必要があります。資材調達の事情変更等により、年度内の完了が難しくなった場合は、あらかじめご相談ください。

・補助金の交付は、原則として１人１事業につき１回です。また、他の国庫補助事業との併用はできません。

・補助金の交付においては、ここに記載される条件以外にも、環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」の条件を満たす必要があります。詳細は、各補助メニューごとの申請書、手引書等をご確認ください。

・補助金の申請に必要となる申請書などは、市役所ホームページに掲載するほか、川路自治振興センター窓口、本庁舎ゼロカーボンシティ推進課窓口に設置します。郵送を希望される方は、ゼロカーボンシティ推進課までご連絡ください。

・補助金の交付には審査があります。補助金の申請を予定される方は、事業着手の前に飯田市役所のゼロカーボンシティ推進課担当へご相談ください。

脱炭素先行地域

＜環境省　脱炭素先行地域ロゴマーク＞

脱炭素先行地域づくり補助金　川路地区向け補助メニュー対象期間

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和５年度		5/15	対象期間									
令和６年度		交付決定日	対象期間									
令和７年度		交付決定日	対象期間									
令和８年度		交付決定日	対象期間									
令和９年度		交付決定日	対象期間									

次年度以降の交付決定日・申請書受付期間は、決定次第お知らせいたします。